

# 令和3年度市・県民税 税制改正のお知らせ

市民税課 ☎ 65 - 1224

FAX 65 - 1225



市 HP

令和3年度市・県民税（個人住民税）に関する税制改正は、主に次の3点です。

## ① 給与所得控除・公的年金控除の改正

働き方の多様化を踏まえ、令和3年度から、給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、給与所得控除額の上限が220万円から、195万円に引き下げられ、給与収入の上限額も1千万円から850万円に引き下げられます（表1）。

同様に、公的年金等控除額も一律10万円引き下げられます。また、公的年金等控除額の上限が195万5千円に定められ、公的年金等の収入以外の所得金額が1千万円超の場合、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額します（表2）。

【表1】給与所得控除の計算

給与などの収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

【表2】改正後の公的年金等控除額

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5,000円	(A)×25%+ 17万5,000円	(A)×25%+ 7万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5,000円	(A)×15%+ 58万5,000円	(A)×15%+ 48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5,000円	(A)×25%+ 17万5,000円	(A)×25%+ 7万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5,000円	(A)×15%+ 58万5,000円	(A)×15%+ 48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

【表3】所得金額調整控除の対象者と控除額

	対象者	控除額
①	給与収入が850万円超かつ 下記のいずれかに該当する人 ・本人が特別障害 ・23歳未満の扶養親族有 ・同一生計配偶者または扶養親族が特別障害	(給与等の収入金額※ <sup>1</sup> -850万円) × 10% ※ <sup>1</sup> 1,000万円限度
②	・給与所得と年金所得を両方有する人	(給与所得※ <sup>2</sup> + 公的年金所得※ <sup>2</sup> )-10万円 ※ <sup>2</sup> 10万円限度

上記改正に伴い、子育てなどに対して配慮する観点から、所得金額調整控除が創設されました。  
また、給与所得と年金所得の両方を有する人に対しても同様に所得金額調整控除が措置されました。給与所得の金額から控除されます（表3）。

## ② 基礎控除の改正

令和2年度までは、市・県民税の基礎控除額が、33万円でしたが、令和3年度から10万円引き上げられ、43万円になります。また、合計所得金額が2千400万円超の場合は、その金額に応じて基礎控除額が段階的に減少します（表4）。

この改正に伴い、合計所得金額が2千500万円を超えた人については、調整控除が適用されなくなります。

【表4】基礎控除額の改正前と改正後

合計所得金額	基礎控除額 改正前	基礎控除額 改正後
2,400万円以下	33万円(所得制限なし)	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用無し

## ③ 寡婦（夫）控除の改正・ひとり親控除の創設

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「ひとり親控除」が創設され、寡婦（夫）控除の見直しも行われました。

### ◎ひとり親控除

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じくする子を有するひとり親に控除額30万円を適用します（表6）。

### ◎寡婦控除

本人所得500万円超の人については、控除が適用されない所得制限が設けられました（表5、表6）。

## その他の改正

### I 非課税要件の改正

(1)非課税措置の合計所得金額の要件が、125万円から135万円に引き上げになります。

(2)非課税要件の対象者に、ひとり親も加わりました。

### II 扶養親族等の所得金額要件の改正

同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者および、勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

### III 家内労働者の必要経費の改正

家内労働者の事業所得等の所得計算の特例について必要経費に算入す

る金額の最低保障額が、65万円から55万円になります。

【表5】改正前 寡婦（本人が女性）

	死別		離別	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族なし	26万円		控除なし	
扶養親族(子以外)	26万円			
扶養親族(子有り)	30万円	26万円	30万円	26万円

改正後 寡婦（本人が女性）

	死別		離別	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族なし	26万円	控除なし	控除なし	控除なし
扶養親族(子以外)			26万円	

※扶養親族(子有り)は、ひとり親控除となります。

【表6】改正前 寡夫（本人が男性）

	死別		離別	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族(子有り)	26万円	控除なし	26万円	控除なし

改正後 ひとり親（性別不問）

	死別・離別・未婚	
	500万円以下	500万円超
本人所得	500万円以下	500万円超
扶養親族(子有り)	30万円	控除なし